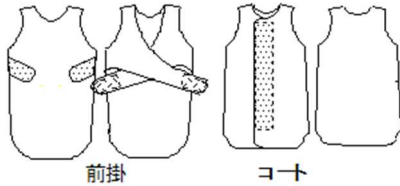


## ウルトラライト エプロン/コート

## 〔形状・構造及び原理等〕

X線防護材料を保護材で覆う構造となっており部位に応じ装着できる形状にしたものである。

## ＜形状＞



## ＜構造＞

本添付文章に該当する製品の製品名、型式、製造番号、鉛当量、サイズ等について、製品及び包装表示ラベルに記載されているので確認すること。

表1

| 種類   | 型式       | サイズ         |
|------|----------|-------------|
| 前掛型  | ULA, ULF | S, M, L, LL |
| コート型 | ULC, ULX | S, M, L, LL |

本添付文章に該当する製品の製品名、型式、製造番号、鉛当量、サイズ等については、製品及び包装表示ラベルに記載されているので確認すること。

## ＜防護材の組成＞

塩化ビニル樹脂に鉛と同等のX線防護に適した元素を混和したものの。

## ＜保護材の組成＞

ポリウレタン樹脂又は塩化ビニル樹脂。

## ＜性能＞

JIS Z 4501で規定されるX線管電圧100kVでの試験において、「表2」に記載された値以上の鉛当量を有する。

表2

単位:mmPb

| 型式  | 前面                       | 後面                 |
|-----|--------------------------|--------------------|
| ULA | 0.125, 0.175, 0.25, 0.35 | 0.125, 0.175, 0.25 |
| ULF | 0.125, 0.175, 0.25, 0.35 | 0.125, 0.175, 0.25 |
| ULC | 0.125, 0.175, 0.25, 0.35 | 0.125, 0.175, 0.25 |
| ULX | 0.125, 0.175, 0.25, 0.35 | 0.125, 0.175, 0.25 |

## ＜各管電圧に対する遮蔽効果の変化＞

鉛以外の元素を有する製品の為、X線管電圧により遮へい効果が変化するので注意のこと。詳細は「表3」で確認のこと。

表3

mmPb

| 管電圧<br>鉛当量  | 60<br>kV | 80<br>kV | 90<br>kV | 100<br>kV | 110<br>kV | 120<br>kV | 150<br>kV |
|-------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 0.25mmPbの製品 | 0.24     | 0.25     | 0.25     | 0.25      | 0.23      | 0.22      | 0.19      |
| 0.35mmPbの製品 | 0.35     | 0.36     | 0.36     | 0.35      | 0.33      | 0.32      | 0.28      |

JIS Z 4501に準じて透過X線量を測定し、鉛当量をもとめている。

## 〔使用目的又は効果〕

## ＜使用目的＞

患者、術者、又は他の人員の体の一部を医療又は歯科における放射線被曝から保護するための衣類をいう。頸部及び甲状腺を保護するための固定式又は脱着式の衿を備えている場合がある。

## ＜効果＞

JIS Z 4501「X線防護用品類の鉛当量試験方法」で規定されているX線管電圧100kVでの試験において表示の鉛当量以上の遮蔽効果を有する。

## 〔使用方法等〕

- ①管電圧150kV以下のX線で診療を行う場合に散乱線(迷X線)からの被曝量を低減させることを目的としており、一次放射線(直接線)などの放射線被曝の保護には使用しないこと。
- ②X線防護材料に損傷、またはその恐れのある場合は使用しないこと。
- ③折り曲げ等が繰り返されると、X線防護材料の遮へい効果を損ずる原因となるので注意すること。
- ④外観に傷、変形等が見つかったときは使用しないこと。
- ⑤廃棄する場合は、必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処理業者に廃棄を依頼のこと。
- ⑥消毒は、消毒用アルコールで清拭すること。ガス滅菌、蒸気滅菌、煮沸、クレゾール等は、変質や早期劣化のおそれがあり、使用しないこと。

## 〔保管方法及び有効期間等〕

## ＜保管方法＞

- ①ハンガーに掛ける等して、保管すること。
- ②直射日光が当たる場所や暖房器具等高温環境下での保管はしないこと。
- ③多湿もしくは結露する場所では保管しないこと。

## ＜有効期間＞

X線防護材料に損傷をきたすまでとする。

## 〔保守・点検に係る事項〕

## ＜使用者による保守点検事項(日常点検)＞

- ①日常の始業、終業時に目視、触覚等により点検を必ず行うこと。  
X線防護材に損傷が発生しているおそれがあると判断した場合は、使用を中止してX線透視又は透過写真撮影により検査を行うこと。
- ②半年に1回以上のX線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。

## 〔製造販売業者及び製造業者の名称及び住所等〕

## ■製造販売業者 株式会社 保科製作所

住所 〒113-0033 東京都文京区本郷2-16-13

電話番号 03-3814-8765 FAX番号 03-3814-8769

## ■製造業者 株式会社 保科製作所

住所 〒300-1216 茨城県牛久市神谷6-38-14

電話番号 029-874-3382